



山形県公報

平成21年10月30日（金）
第2089号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………（地域福祉課）…1153
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………（同）…1154
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………（同）…同
- 鳥獣保護区の区域の変更及び存続期間の更新……………（みどり自然課）…同
- 鳥獣保護区の存続期間の更新……………（同）…1155
- 鳥獣保護区特別保護地区の指定……………（同）…1156
- 同……………（同）…同
- 昭和54年10月県告示第1749号（鳥獣保護区設定）の一部改正……………（同）…1157
- 平成元年10月県告示第1209号（鳥獣保護区設定）の一部改正……………（同）…1158
- 特定猟具使用禁止区域の指定……………（同）…同
- 平成20年10月県告示第942号（特定猟具使用禁止区域の指定）の一部改正……………（同）…1160
- 山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………（経営安定対策課）…同
- 農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知……………（森林課）…同
- 農林水産大臣の指定に係る解除予定保安林の通知……………（同）…1161
- 公共測量の実施の通知……………（管理課）…同
- 県道の供用の開始……………（置賜総合支庁西置賜建設総務課）…同
- 道路の区域の変更……………（庄内総合支庁建設総務課）…同
- 一般国道の供用の開始……………（同）…1162
- 建築基準法の規定による指定構造計算適合性判定機関の変更の届出……………（建築住宅課）…同

### 公 告

- 平成21年度准看護師試験の実施……………（保健薬務課）…1163
- 監査の結果に基づき講じた措置の公表……………（監査委員）…同
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………（病院事業局）…1164

### 正 誤

## 告 示

### 山形県告示第938号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成21年10月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称    | 指定医療機関の所在地     | 指定年月日     |
|--------------|----------------|-----------|
| よつば調剤薬局 宮内町店 | 新庄市五日町376番地の1  | 平成21.10.1 |
| 花沢アイクリニック    | 米沢市花沢町2695番地の1 | 同         |

**山形県告示第939号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成21年10月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地     | 廃止年月日     |
|-----------|----------------|-----------|
| 中野医院      | 山形市旅籠町二丁目1番27号 | 平成21.9.30 |

**山形県告示第940号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成21年10月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称    | 施設又は実施する事業の種類 | 指定介護機関の所在地    | 指定年月日     |
|--------------|---------------|---------------|-----------|
| 居宅介護支援事業所はらだ | 居宅介護支援        | 上山市石崎二丁目1番34号 | 平成21.9.14 |
| 原田医院         | 通所リハビリテーション   | 上山市石崎二丁目1番8号  | 同         |

**山形県告示第941号**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項及び同条第7項ただし書の規定により、次のとおり鳥獣保護区の区域を変更し、及び存続期間を更新する。

平成21年10月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 名 称 大平山鳥獣保護区（西置賜郡白鷹町）
- 2 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- 3 存続期間 平成21年11月1日から平成31年10月31日まで
- 4 保護に関する指針
  - (1) 鳥獣保護区の指定区分  
身近な鳥獣生息地の保護区
  - (2) 鳥獣保護区の指定目的  
当該区域は、西置賜郡白鷹町の市街地の北部に位置し、大平山を中心として畑地、水田、果樹園、植林地等を含む里山地域となっている。大平山の山頂付近には、白鷹町が整備した「ふるさと森林公園」があり、森林浴やいこいの場として広く利用されている。

また、当該区域の西側には最上川の中流域が広がり、アユ、イワナ等の内水面漁業が盛んな地域となっている。

当該区域の南部は、比較的平坦な里山で「ふるさと森林公園」等が整備されており、入林者も多いために、これまで鳥獣保護区に指定してきた。今回新たに区域を拡大する北部地域は、落葉広葉樹林が主体で、鳥獣の生息する密度も濃いことから、この地域を包含した一体の区域は鳥獣の生息のための重要な地域であると認められる。里山地域に見られる典型的な種として、フクロウ、コゲラ、ヤマガラ、ツグミ、キビタキ、ニホンカモシカ、トウホクノウサギ、ホンドタヌキ、ホンドキツネ、ニホンリス等の身近な鳥獣類が多く生息している。

このため、狩猟による生息環境の悪化や鳥獣の生息数の減少を防止し、町民等と鳥獣とのふれあいの場を確保するため、区域拡大のうえ鳥獣保護区として指定する必要がある。

#### 山形県告示第942号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成21年10月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 名 称 木地山、野川鳥獣保護区（長井市）  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成21年11月1日から平成31年10月31日まで  
(4) 保護に関する指針  
イ 鳥獣保護区の指定区分  
森林鳥獣生息地の保護区  
ロ 鳥獣保護区の指定目的  
当該区域は、朝日連峰の南部域にあたり、長井市を流れる野川の上流域に位置し、野川本流及びその支流である布谷沢、大桶沢等の深い溪谷が続く急峻な山岳地域で、その背後にブナ林、偽高山帯植生と原始的な森林が広がっている。  
このように、野生鳥獣にとって優れた生息環境が維持されていることから、ツキノワグマ、ニホンカモシカ等の大型獣類、国内希少野生動植物種のクマタカなどの大型猛禽類等が生息している。  
このため、狩猟による生息環境の悪化や鳥獣の生息数の減少を防止し、鳥獣の保護繁殖を図るため、引き続き鳥獣保護区として指定する必要がある。
- 2 (1) 名 称 高坂鳥獣保護区（最上郡真室川町）  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部みどり自然課及び最上総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成21年11月1日から平成31年10月31日まで  
(4) 保護に関する指針  
イ 鳥獣保護区の指定区分  
森林鳥獣生息地の保護区  
ロ 鳥獣保護区の指定目的  
当該区域は、最上郡真室川町北部にある高坂ダムの上流、大沢川源流部に位置し、北端は秋田県境に接している。全域が国有林であり、ブナを主とする広葉樹林帯が広がっている。  
このような野生鳥獣にとって優れた生息環境を反映して、ニホンカモシカをはじめ多様な鳥獣が生息している。  
このため、狩猟による生息環境の悪化や鳥獣の生息数の減少を防止し、鳥獣の保護繁殖を図るため、引き続き鳥獣保護区として指定する必要がある。
- 3 (1) 名 称 鳥海鳥獣保護区（酒田市及び飽海郡遊佐町）  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成21年11月1日から平成31年10月31日まで  
(4) 保護に関する指針  
イ 鳥獣保護区の指定区分

## 森林鳥獣生息地の保護区

## ロ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域の大部分は、鳥海国定公園内の地域である。鹿の俣沢川や白沢川の溪谷が続き、鶴間池などの湖沼もあり、変化に富んだ地形となっている。

高山部は、雪田草原となっており、風衝草原には、チョウカイフスマ等の高山植物群落が発達しており、標高が下がるにつれ、ハイマツ、ミヤマナラ、ナナカマド等の低木群となっている。

当該区域におけるブナ林の限界は、標高1,100メートル付近となっており、鶴間池一帯には、ブナ原生林が残されている。

このため、狩猟による生息環境の悪化や鳥獣の生息数の減少を防止し、鳥獣の保護繁殖を図るため、引き続き鳥獣保護区として指定する必要がある。

## 山形県告示第943号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、木地山、野川鳥獣保護区の区域内に特別保護地区を次のとおり指定する。

平成21年10月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 名 称 木地山、野川鳥獣保護区木地山、野川特別保護地区（長井市）
- 2 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- 3 存続期間 平成21年11月1日から平成31年10月31日まで
- 4 保護に関する指針

## (1) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

## (2) 鳥獣保護区の指定目的

木地山、野川鳥獣保護区は、朝日連峰の南部域にあたり、長井市を流れる野川の上流域に位置し、野川本流及びその支流である布谷沢、大桶沢等の深い溪谷が続く急峻な山岳地域で、その背後にブナ林、偽高山帯植生と原生的な森林が広がっている。

このように、野生鳥獣にとって優れた生息環境が維持されていることから、ツキノワグマ、ニホンカモシカ等の大型獣類、国内希少野生動物種のクマタカなどの大型猛禽類等が生息している。

特に、当該区域の南部地域は、複雑に入り組んだ急峻な溪谷と、ブナ、ミズナラ、キタゴヨウなどの天然林が広がっており、クマタカ等の大型猛禽類が生息しているほか、アカゲラ、コゲラ、コガラ、カッコウ、キセキレイ、ウソ等の野鳥が数多く生息している。

また、北部地域においては広大な公有水面に隣接していることから、カワセミ、ヤマセミ、カルガモ等の水辺に生息する留鳥や、マガモ、オナガガモ等の渡り鳥が飛来するなど、多様な鳥類の生息及び繁殖のための極めて重要な地域となっている。

このため、これらの地域に生息する鳥獣の生息環境の保全を図るため、引き続き特別保護地区に指定する。

## 山形県告示第944号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、鳥海鳥獣保護区の区域内に特別保護地区を次のとおり指定する。

平成21年10月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 名 称 鳥海鳥獣保護区鳥海特別保護地区（酒田市）
- 2 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- 3 存続期間 平成21年11月1日から平成31年10月31日まで
- 4 保護に関する指針

## (1) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

## (2) 鳥獣保護区の指定目的

鳥海鳥獣保護区の大部分は、鳥海国定公園内の地域である。鹿の俣沢川や白沢川の溪谷が続き、鶴間池などの湖沼もあり、変化に富んだ地形となっている。

高山部は、雪田草原となっており、風衝草原には、チョウカイフスマ等の高山植物群落が発達しており、標高が下がるにつれ、ハイマツ、ミヤマナラ、ナナカマド等の低木群となっている。

当該区域におけるブナ林の限界は、標高1,100メートル付近となっており、鶴間池一帯には、ブナ原生林が残されている。

このような自然環境から、当該区域には野生鳥獣が多く生息し、餌となる動物も豊かなことから、希少鳥獣で天然記念物にも指定されているイヌワシ、クマタカ等の猛禽類も確認されている。特に、当該区域にはイヌワシの営巣も確認されており、繁殖、採餌等のために特に重要な地域となっている。

このため、当該地域に生息する鳥獣の生息環境の保全を図るため、引き続き特別保護地区に指定する。

#### 山形県告示第945号

昭和54年10月県告示第1749号（鳥獣保護区設定）の一部を次のように改正し、平成21年11月1日から施行する。

平成21年10月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第1項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

(3) 存続期間 平成21年11月1日から平成31年10月31日まで

第1項に次の1号を加える。

(4) 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分  
森林鳥獣生息地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、朝日連峰の南部域にあたり、長井市を流れる野川の上流域に位置し、野川本流及びその支流である布谷沢、大桶沢等の深い溪谷が続く急峻な山岳地域で、その背後にブナ林、偽高山帯植生と原生的な森林が広がっている。

このように、野生鳥獣にとって優れた生息環境が維持されていることから、ツキノワグマ、ニホンカモシカ等の大型獣類、国内希少野生動植物種のクマタカなどの大型猛禽類等が生息している。

このため、狩猟による生息環境の悪化や鳥獣の生息数の減少を防止し、鳥獣の保護繁殖を図るため、引き続き鳥獣保護区として指定する必要がある。

第2項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部みどり自然課及び最上総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

(3) 存続期間 平成21年11月1日から平成31年10月31日まで

第2項に次の1号を加える。

(4) 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分  
森林鳥獣生息地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、最上郡真室川町北部にある高坂ダムの上流、大沢川源流部に位置し、北端は秋田県境に接している。全域が国有林であり、ブナを主とする広葉樹林帯が広がっている。

このような野生鳥獣にとって優れた生息環境を反映して、ニホンカモシカをはじめ多様な鳥獣が生息している。

このため、狩猟による生息環境の悪化や鳥獣の生息数の減少を防止し、鳥獣の保護繁殖を図るため、引き続き鳥獣保護区として指定する必要がある。

第3項第2号中「文化環境部環境政策推進室環境保護課」を「文化環境部みどり自然課」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 存続期間 平成21年11月1日から平成31年10月31日まで

第3項に次の1号を加える。

## (4) 保護に関する指針

## イ 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

## ロ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域の大部分は、鳥海国定公園内の地域である。鹿の俣沢川や白沢川の渓谷が続き、鶴間池などの湖沼もあり、変化に富んだ地形となっている。

高山部は、雪田草原となっており、風衝草原には、チョウカイフスマ等の高山植物群落が発達しており、標高が下がるにつれ、ハイマツ、ミヤマナラ、ナナカマド等の低木群となっている。

当該区域におけるブナ林の限界は、標高1,100メートル付近となっており、鶴間池一帯には、ブナ原生林が残されている。

このため、狩猟による生息環境の悪化や鳥獣の生息数の減少を防止し、鳥獣の保護繁殖を図るため、引き続き鳥獣保護区として指定する必要がある。

## 山形県告示第946号

平成元年10月県告示第1209号（鳥獣保護区設定）の一部を次のように改正し、平成21年11月1日から施行する。

平成21年10月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第2項及び第3項を次のように改める。

2 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

3 存続期間 平成21年11月1日から平成31年10月31日まで

第3項の次に次の1項を加える。

## 4 保護に関する指針

## (1) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

## (2) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、西置賜郡白鷹町の市街地の北部に位置し、大平山を中心として畑地、水田、果樹園、植林地等を含む里山地域となっている。大平山の山頂付近には、白鷹町が整備した「ふるさと森林公園」があり、森林浴やいこいの場として広く利用されている。

また、当該区域の西側には最上川の中流域が広がり、アユ、イワナ等の内水面漁業が盛んな地域となっている。

当該区域の南部は、比較的平坦な里山で「ふるさと森林公園」等が整備されており、入林者も多いために、これまで鳥獣保護区に指定してきた。今回新たに区域を拡大する北部地域は、落葉広葉樹林が主体で、鳥獣の生息する密度も濃いことから、この地域を包含した一体の区域は鳥獣の生息のための重要な地域であると認められる。里山地域に見られる典型的な種として、フクロウ、コゲラ、ヤマガラ、ツグミ、キビタキ、ニホンカモシカ、トウホクノウサギ、ホンドタヌキ、ホンドキツネ、ニホンリス等の身近な鳥獣類が多く生息している。

このため、狩猟による生息環境の悪化や鳥獣の生息数の減少を防止し、町民等と鳥獣とのふれあいの場を確保するため、区域拡大のうえ鳥獣保護区として指定する必要がある。

## 山形県告示第947号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定する。

平成21年10月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 (1) 名 称 須川沿い特定猟具使用禁止区域（山形市、上市市及び東村山郡山辺町）

(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

(3) 存続期間 平成21年11月1日から平成31年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

2 (1) 名 称 愛宕山特定猟具使用禁止区域（山形市）

- (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- (3) 存続期間 平成21年11月1日から平成31年10月31日まで
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 3 (1) 名 称 船町特定猟具使用禁止区域（山形市）
- (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- (3) 存続期間 平成21年11月1日から平成31年10月31日まで
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 4 (1) 名 称 長岡山特定猟具使用禁止区域（寒河江市）
- (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- (3) 存続期間 平成21年11月1日から平成31年10月31日まで
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 5 (1) 名 称 宮川特定猟具使用禁止区域（上山市）
- (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- (3) 存続期間 平成21年11月1日から平成31年10月31日まで
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 6 (1) 名 称 白倉特定猟具使用禁止区域（西村山郡朝日町）
- (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- (3) 存続期間 平成21年11月1日から平成31年10月31日まで
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 7 (1) 名 称 西向沼特定猟具使用禁止区域（米沢市）
- (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- (3) 存続期間 平成21年11月1日から平成31年10月31日まで
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 8 (1) 名 称 鬼面川特定猟具使用禁止区域（米沢市及び東置賜郡川西町）
- (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- (3) 存続期間 平成21年11月1日から平成31年10月31日まで
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 9 (1) 名 称 白竜湖特定猟具使用禁止区域（南陽市）
- (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- (3) 存続期間 平成21年11月1日から平成31年10月31日まで
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 10 (1) 名 称 外内島、日枝特定猟具使用禁止区域（鶴岡市）
- (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- (3) 存続期間 平成21年11月1日から平成31年10月31日まで
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 11 (1) 名 称 内川特定猟具使用禁止区域（鶴岡市）
- (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- (3) 存続期間 平成21年11月1日から平成31年10月31日まで
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 12 (1) 名 称 柳久瀬特定猟具使用禁止区域（鶴岡市）

- (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- (3) 存続期間 平成21年11月1日から平成31年10月31日まで
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 13 (1) 名 称 飛鳥沼特定猟具使用禁止区域（酒田市）
- (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- (3) 存続期間 平成21年11月1日から平成31年10月31日まで
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

#### 山形県告示第948号

平成20年10月県告示第942号（特定猟具使用禁止区域の指定）の一部を次のように改正し、平成21年11月1日から施行する。

平成21年10月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項から第11項までを1項ずつ繰り上げる。

#### 山形県告示第949号

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年10月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

##### 山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程（昭和44年9月県告示第967号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「年1.15パーセント」を「年1.20パーセント」に、「年0.95パーセント」を「年1.00パーセント」に改める。

##### 附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成21年10月22日から適用する。
- 平成21年10月22日前に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 山形県告示第950号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成21年10月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 保安林予定森林の所在場所  
西置賜郡飯豊町大字高峰字田代沢4019-1
- 保安林指定の目的  
水源のかん養
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
イ 主伐に係る伐採種は、定めない。  
ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び飯豊町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**山形県告示第951号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成21年10月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所  
酒田市北千日堂前字松境（国有林。次の図に示す部分に限る。）  
(2) 保安林として指定された目的  
潮害の防備  
(3) 保安林解除の理由  
学校教育用地とするため
- 2 (1) 解除予定保安林の所在場所  
酒田市北千日堂前字松境（国有林。次の図に示す部分に限る。）  
(2) 保安林として指定された目的  
公衆の保健  
(3) 保安林解除の理由  
学校教育用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び酒田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**山形県告示第952号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、米沢市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成21年10月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
米沢市東大通から米沢市大字花沢までの地域
- 2 公共測量を実施する期間  
平成21年10月19日から同年12月20日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（2級水準測量）

**山形県告示第953号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成21年10月30日から同年11月12日まで縦覧に供する。

平成21年10月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 五味沢小国線
- 2 供用開始の区間 西置賜郡小国町大字舟渡字神明後285番11から  
同 大字若山字川内林二225番23まで
- 3 供用開始の期日 平成21年11月1日

**山形県告示第954号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成21年10月30日から同年11月12日まで縦覧に供する。

平成21年10月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 345号

## 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                  | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長      |
|--------------------|---|------|----------|---------|
| 飽海郡遊佐町豊岡字幕ノ内125番から |   | 旧    | 39.0メートル | 422メートル |
| 同 小松字南俣36番まで       |   |      | 14.5     |         |
| 同                  | 上 | 新    | 33.0メートル | 同上      |
|                    |   |      | 14.5     |         |

## 山形県告示第955号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成21年10月30日から同年11月12日まで縦覧に供する。

平成21年10月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 345号
- 2 供用開始の区間 飽海郡遊佐町豊岡字幕ノ内125番から  
同 小松字南俣36番まで
- 3 供用開始の期日 平成21年10月30日

## 山形県告示第956号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更する旨の届出があった。

平成21年10月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所            | 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の名称及び所在地      |                                | 変更年月日     |
|---------------------------------|---------------------------------|--------------------------------|-----------|
|                                 | 変更前                             | 変更後                            |           |
| 株式会社建築構造センター<br>東京都新宿区新宿二丁目1番2号 | 株式会社建築構造センター<br>東京都新宿区新宿二丁目1番2号 | 東京事務所<br>東京都新宿区新宿二丁目1番2号       | 平成21.11.4 |
|                                 |                                 | 東北事務所<br>宮城県仙台市青葉区本町二丁目10番28号  |           |
|                                 |                                 | 神奈川事務所<br>神奈川県横浜市西区北幸二丁目10番39号 |           |
|                                 |                                 | 山陰事務所<br>島根県松江市中原町6番地          |           |
|                                 |                                 | 長崎事務所<br>長崎県長崎市万才町六丁目33番       |           |
|                                 |                                 | 南九州事務所<br>鹿児島県鹿児島市中央町九丁目10番    |           |

## 公 告

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、平成21年度准看護師試験を次のとおり実施する。

平成21年10月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 試験の日時及び場所

- (1) 日 時 平成22年2月16日（火） 午後1時から午後3時30分まで  
(2) 場 所 山形市香澄町三丁目4番5号  
山形国際ホテル

### 2 受験手続

受験願書を平成21年12月1日（火）から同月7日（月）までの間に山形市松波二丁目8番1号 健康福祉部保健薬務課に提出すること（郵送の場合は、平成21年12月7日（月）までの消印のあるものに限り受け付ける。）

### 3 その他

詳細については、健康福祉部保健薬務課看護難病対策担当（電話023(630)2334）に問い合わせること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、山形県教育委員会委員長から、平成21年3月17日公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

平成21年10月30日

山形県監査委員 野 川 政 文  
山形県監査委員 寒 河 江 政 好  
山形県監査委員 小 山 壽 夫  
山形県監査委員 濱 田 宗 一

### 共通事項

1 この度指摘を受けた内容については、教育委員会として現場の危機意識醸成と業務管理体制の適正化を図るため、機会を捉えて指摘事項の周知、注意喚起を行うとともに、事務職員に対し会計事務に関する研修を実施しております。

- ①県立学校事務長会議（平成21年4月21日）  
②県立学校新任事務職員研修（平成21年4月22日、5月19日）  
③県立学校新任事務部長研修（平成21年7月14日）  
④山形県公立学校事務部長会研究協議会（平成21年7月17日）  
⑤公立学校事務長会（平成21年8月28日）

2 この度指摘を受けた公所について、指摘のあった項目を中心に現場調査を実施し、指摘事項が改善されていることを確認するとともに、内部牽制が的確に機能していることを確認してまいりました。

#### 実施箇所

- ①長井工業高等学校（平成21年9月18日）  
②山形工業高等学校（平成21年9月17日）  
③村山農業高等学校（平成21年9月17日）  
④山形北高等学校（平成21年9月18日）  
⑤米沢商業高等学校（平成21年9月16日）

今後は、法令順守はもとより、適正な業務管理体制の徹底を図り、不適切な会計事務の防止に努めてまいります。

| 監査対象機関   | 指 摘 事 項                                                                                                                                                           | 措 置 の 内 容                                                                                                                                                                                                   |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 長井工業高等学校 | <p>1 支出事務において、翌年度に納入したものを現年度に納入したものと現年度予算で支払うなど、関係法令等に準拠して適正に処理されていないものがある。</p> <p>2 会計事務において、出納整理期間内に支払いが行われず未払いとなったものや私費による支払いが多数発生するなど、組織・執行体制が適切でないものがある。</p> | <p>1 「事務の適正な執行に向けた緊急プログラム」に基づく事務執行チェックシートを活用すること等により、業務執行状況の共有化・可視化を図り、複数職員での確認体制を強化して適正な事務処理に努めてまいります。</p> <p>2 地方自治法等の関係法令に反した支出の再発を防止するために、会計事務処理全般について、法令を遵守した職務遂行を徹底していくための検討会の開催など、体制整備を行ってまいります。</p> |
| 山形工業高等学校 | <p>1 予算の執行管理が適切でないため、予算不足により支払いが遅延するなど組織・執行体制が適切でないものがある。</p> <p>2 未請求を理由に多額の支払い遅延が発生しているものがある。</p>                                                               | <p>1 予算執行管理を複数職員で実施し、予算執行状況の共有化を図ることで、複数職員での確認体制を強化し、適正な事務処理に努めてまいります。</p> <p>2 毎月、発注状況を管理する補助簿と支払い状況が確認できる歳出整理表を突合することで、支払い遅延の防止に努めてまいります。</p>                                                             |
| 村山農業高等学校 | 旅費の精算払いが著しく遅延しているものがある。                                                                                                                                           | これまで月1回行っていた精算事務を2回行うよう改めるとともに、複数職員での確認体制を強化することで、支払い遅延の防止に努めてまいります。                                                                                                                                        |
| 山形北高等学校  | 会計事務において、授業料減免に係る適否の決定が行われていないものや契約に係る事務処理が行われていないものが多数発生するなど、組織・執行体制が適切でないものがある。                                                                                 | 各担当者の業務執行状況を職員全体で共有化することで、複数職員での確認体制を強化するとともに、組織全体で事務処理を行う意識を徹底してまいります。<br>また、業務の進行状況を所属長が確認することにより、事務処理の漏れ、遅延等の防止に努めてまいります。                                                                                |
| 山形盲学校    | 日本スポーツ振興センター共済掛金に係る収入事務において、私費で補填するなど関係法令等に準拠して適正に処理されていないものがある。                                                                                                  | 法令を遵守した職務遂行を徹底していくため、指摘事項について、各職員に周知徹底を図るとともに、複数職員での確認体制を強化して、適正な事務処理につとめてまいります。                                                                                                                            |
| 米沢商業高等学校 | 物件の購入契約において、物件購入契約約款による契約をすべきところ、請書を徴しているものがある。                                                                                                                   | 指摘事項について、各職員に周知徹底を図るとともに、契約事務の理解を深め、複数職員での確認体制を強化して、適正な事務処理に努めてまいります。                                                                                                                                       |

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年10月30日

山形県立河北病院長 片 桐 忠

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
ガンマカメラ装置 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

- 山形県立河北病院医事経営課 西村山郡河北町谷地字月山堂111番地 電話番号0237(73)3131
- 3 落札者を決定した日 平成21年9月30日
- 4 落札者の名称及び所在地  
東北医療機器株式会社 山形県山形市蔵王成沢422番地の2
- 5 落札金額 76,335,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成21年8月21日

正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ | 行  | 誤            | 正                           |
|------------|------------|-----|----|--------------|-----------------------------|
| 平成21. 4. 3 | 第2031号     | 467 | 10 | (2) 立木の伐採の限度 | (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 |

平成21年10月30日印刷  
平成21年10月30日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂 部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056